

# 今後の対処方針について

2021.8.16  
周南市新型コロナウイルス感染症対策本部

政府から出されている「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」については、19都道府県を対象区域として、8月31日までを期間に実施されているところだが、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっていない状況である。

県内においては、クラスターの多発等により新規感染者が急増したことから、感染状況がステージ3へ移行し、感染の再拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、短期に集中的な対策を実施することとされた。

本市においても、7月末以降、クラスターが1件発生しているなど、新規感染者が増加傾向にあることから、気を緩めることなく、更なる再拡大防止の徹底に向けて、以下の事項を要請する。

また、県外との往来の自粛、外出機会の半減、感染予防対策の徹底として、「デルタ株感染拡大防止集中対策」を8月16日（月）から8月31日（火）の期間まで実施する。

なお、感染症対策の切り札として期待の高いワクチン接種については、ワクチンの供給量に応じて、接種を順次実施しているところであり、今後とも希望する全ての市民へのワクチン接種を円滑かつ着実に実施していく。

## 1 市民への協力要請

---

- (1) 県外との往来は、通勤・通学、通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都道府県との往来は、最大限自粛するよう要請。

また、やむを得ず往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。

- (2) 家族や親せき等が、帰省等をやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前にPCR検査の活用や、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう要請。

- (3) 感染力が非常に強い変異株による感染を防ぐために、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、「マスクの着用」「こまめな手洗い・手指消毒」「共用部分の消毒」、人と人との距離をとる、こまめな換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を活用した感染防止対策の徹底。

- (4) 飲酒を伴う懇親会等を実施する場合は、会話の際にマスクを着用するとともに、大人数・長時間での会食は特に控えるなど、感染防止対策の徹底。

- (5) 会食は、少人数・短時間となるようにし、外食する際は、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力要請。
- (6) 不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合、3密回避の徹底、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力要請。
- (7) 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合は、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター（#7700）に相談するよう働きかけ。
- (8) 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や心ない言動を慎み、冷静な対応をとるよう働きかけ。

## **2 事業者、関係団体への協力要請**

---

- (1) 県外への出張を控えるよう要請。  
また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。
- (2) 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- (3) 感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」の徹底、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- (4) 感染防止対策を徹底している店舗、特に周南料飲組合が認定している「安心安全優良店舗」や県が推進している「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」の推奨。

## **3 公共施設、市主催イベント等の取り扱い**

---

- (1) 公共施設の運営や市主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
    - ① イベントの開催制限
      - ・原則として、市主催イベントの中止又は延期
      - ・その他イベントに対しては、県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請
    - ② 市有施設の利用制限
      - ・県外からの来場自粛の呼びかけ
- ①②の集中対策期間は8月16日（月）から8月31日（火）の間まで実施。

- (2) 各部局を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- (3) その他、引き続き「周南市が主催するイベント等の開催に関する判断指針」に基づき感染防止対策を徹底。

## **4 学校等の対応**

---

- (1) 子どもたちの健やかな学びを保障していくために、教科の学習はもとより、部活動等においても感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、可能な限り学校教育活動を継続して実施。
- (2) きめ細かな健康観察をはじめ、子どもたちのみならず家族全員の状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応。
- (3) 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

## **5 市民等への情報発信**

---

- (1) 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、市民や事業所等へ周知。
- (2) 市民や事業所等への周知・注意喚起に当たっては、市ホームページやSNS、ケーブルテレビ、「しゅうなんメール」、デジタルサイネージ等、各種メディア等を通じて重層的に情報を発信。
- (3) 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。